

令和6年1月26日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市国民健康保険運営協議会  
会長 御領 奈美



伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和5年12月22日付けで諮問のありましたこのことについて、数度にわたり協議会を開催し、慎重に検討を重ねた結果、当協議会としての意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。

伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて (答申)

令和6年1月26日

伊勢原市国民健康保険運営協議会

伊勢原市国民健康保険運営協議会

会 長	御 領	奈 美
副会 長	大 川	要 守
委 員	堀 澤	暁 弥
委 員	野 地	哲 良
委 員	井 上	千 佳
委 員	高 橋	直 樹
委 員	二 宮	真 知
委 員	横 山	
委 員	宇 賀	
	神	

## 一 基本的考え方

国民健康保険制度は、被用者保険等に加入していないすべての人を対象とし、国民皆保険制度を支える公的医療保険制度として、安定的な財政運営や効率的な事業運営を継続することが必要である。

平成30年度の国民健康保険制度改革により、国においては公費を拡充し、都道府県においては国民健康保険の財政運営主体となり、市町村とともに国民健康保険事業の運営を行うこととなったが、市町村国保の現状としては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や、社会保険の適用拡大の影響により、加入者が著しく減少していること、年齢構成が高く医療費水準が高いこと、退職者、失業者などの低所得者が多いことなどの構造的な問題により、保険税収入の確保が難しいことから、依然として厳しい財政運営を強いられている。

伊勢原市国民健康保険においても、不足する財源を一般会計からの法定外繰入金や財政調整基金からの取り崩し等で凌いできた状況から見れば、財政収支の不均衡は継続していると言わざるを得ない。

また、今後は一般会計からの決算補填等を目的とした繰入金の削減が求められていること、現在の基金残高では、保険税上昇の緩和に対応できないことから、より厳しい財政運営になると推測される。

さらに、神奈川県においては、令和18年度までの間に段階的に保険料水準を統一していく方針が示されており、各市町村は神奈川県の示す標準保険料率を参考に保険税率を決定し、県に事業費納付金を納めていくこととなっているが、現行の保険税率は、その標準保険料率と乖離しているため、国民健康保険財政の安定的な運営を図り、社会的・経済的環境の変化に対応するためにも、保険税の税率改定が求められている。

こうした中で、被保険者間の担税力に基づいた公平な税負担を目指しつつ、同時に低所得者に対する負担増にも配慮することが重要と考える。

この基本的な視点に立って検討・協議した結果、次のとおり答申する。

## 二 税率及び賦課割合等の見直しについて

現在の国民健康保険事業の財政状況と今後の展望を考慮して、国民健康保険税額を相当程度引き上げることは、やむを得ないものと判断する。

併せて、国民健康保険税の賦課割合については、低所得者への負担を軽減するため、応能割合・応益割合の構成比を、現行の54対46を目途に変更することが望ましい。

なお、国民健康保険税の引き上げ幅については、現下の物価高騰などの社会経済情勢の影響により被保険者の家計の負担が増加している中で、令和6年度においては、下水道使用料の引き上げが予定されていることから、単年度での急激な引き上げを避け、可能な限り市民生活への影響を少なくするよう配慮すべきである。

## 三 付帯意見

- ・国民健康保険税の税率改定については、納税者に対して理解を得ることが重要であり、今回の改正に至った経過や低所得者にも配慮したものであることを丁寧に判りやすい説明に努めること。
- ・国民健康保険税は貴重な財源であり、その確保に向けて収納率の向上に努めること。また、事業費納付金の急激な増加等の不測の事態に備えて、適正な額の基金の確保に努めること。
- ・高齢化や医療の高度化等による医療費等の増加が大きな課題であることから、健康診査の受診を促すことにより、病気の早期発見・早期治療に繋げ、重症化を予防すること、医療費を節約するための周知などの医療費適正化対策の実施に努めること。
- ・不確定要素が多く、引上げ必要額が毎年度変動することから、今後の保険税率の見直しは、毎年度検討するとともに、大幅な保険税負担にならないよう激変緩和措置を講ずることが望ましいこと。
- ・一般会計からの決算補填を目的とした法定外繰入金削減については、国保被保険者に係る保険税負担の上昇に直接結びつくことから、国民健康保険財政の状況等を踏まえた中で計画的に削減をすることが望ましいこと。
- ・国民健康保険制度の構造的な課題については、一自治体の取組で対応するには限界があることから、国民健康保険制度の持続的かつ安定的運営ができるよう、市町村に対する財政支援と抜本的な制度の見直しについて、国又は神奈川県に対し要望すること。